

尾道市障害者活躍推進について

機関名	尾道市
任命権者	尾道市長、尾道市議会議員、尾道市選挙管理委員会、尾道市農業委員会 尾道市教育委員会、尾道市代表監査委員、尾道市上下水道局事業管理者
取組期間	令和2年度から5年間
尾道市における障害者雇用に関する問題	<p>尾道市では、障害者の雇用の促進等に関する法律等に基づき、障害者の雇用を推進するため、平成30年11月に軽作業事務等を集約する総務センターの設置等を行う等、障害者の雇用や障害者が安心して就労できる職場づくりに積極的に取り組んできた。</p> <p>今後も障害のある職員が活躍できる働く場を更に増やしていくため、職員の障害者雇用に関する意識向上や、障害のある職員とともに働くことへの理解を進める必要がある。</p>

目標	
① 採用に関する目標	<p>毎年6月1日時点の実雇用率を法定雇用率以上とする。</p> <p>(評価方法) 毎年任免状況通報により把握・進捗管理。</p> <p>参考 令和2年6月1日時点実雇用率 2.77%</p>
② 仕事への満足度及び定着に関する目標	<p>障害のある職員の勤務状況等に関するデータの整理・分析を行い、障害特性に配慮した、働きやすい職場環境づくりに努める。</p>
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	
(1)組織面	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者雇用推進者として総務部職員課長を選任する ○障害者職業生活相談員として総務部職員課長を選任し、障害のある職員及び職場で障害のある職員の支援にあたる所属長に周知し各種相談を受け付ける。 ○必要に応じて安全衛生委員会の意見を得て、必要な体制整備を検討する。
(2)人材面	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者職業生活相談員に選任された者(選任予定の者を含む)は、広島労働局が開催する障害者職業生活相談員資格認定講習を受講するものとする。また、障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合は、速やかに選任する。 ○障害者が配属されている部署の職員を中心に、年に1回以上、広島労働局等が開催する「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」の受講促進を図る。
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	
<p>現に勤務する障害者から、担当する業務の遂行が困難であるとの相談があった場合、面談等により状況把握を行い、必要があれば、当該障害者に適した業務の選定及び創出について検討を行う。</p>	

3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	
(1)職務環境	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者の要望を踏まえ、就労支援機器（例：音声読み上げソフト、画面拡大ソフト等）の購入等の環境整備を検討する。 ○新規に採用した障害者については、定期的な面談により必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を検討する。 ○措置を講じるにあたっては、障害者からの要望を踏まえつつ過重な負担にならない範囲で適切に実施する。
(2)募集・採用	<ul style="list-style-type: none"> ○採用選考時の対応 <ul style="list-style-type: none"> 障害者の要望により拡大印刷や点字、筆談による対応など、障害に応じた必要な配慮を行う。 ○募集・採用における禁止事項 <ul style="list-style-type: none"> ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
(3)その他の人事管理	<ul style="list-style-type: none"> ○定期的な面談の実施及び必要に応じて随時面談を実施し、状況把握・体調配慮を行う。 ○中途障害者（在職中に疾病・事故等により障害者となった者をいう。）について、円滑な職場復帰のために必要な職務選定、職場環境の整備等や通院への配慮を行う。 ○本人が希望する場合には、「精神障害者等の就労パスポート」の活用等により、就労支援機関等と障害特性等についての情報を共有し、適切な支援や配慮を講じる。
4. その他	
<p>国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律等を踏まえ、企業等における障害者の活躍の場の拡大に向けた取組を推進する。</p>	